

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 31 年 3 月 15 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

朝地町綿田地区（新規）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 2 月 22 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況

【経営体数】

法人	経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に中心経営体が十分いるかどうか

中心経営体はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・綿田農地利用組合や綿田集落協定（中山間）を中心に農地の維持管理を行っている。
- ・耕作できない農地が発生した場合は、利用組合や集落協定で協議を行い、中心となる経営体で積極的に引き受けて管理していく。
- ・中心経営体を中心に農地の集積を行い、農地中間管理事業を活用する。農地を任せしていく農業者については、草刈作業や水路維持管理等の軽作業にできる限り参加し、地域全体で農地の維持に努力する。
- ・高収益作物の導入を検討する。
- ・綿田米の販路を確保する。